

平成 1 5 年度

# 税制改正に関する要望書

平成 14 年 9 月

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

## はじめに

社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA）は、ソフトウェア開発やインターネットなどIT産業に係わる企業約450社により構成されている公益法人です。会員企業の約60%が中小企業で、一般の中小企業と比較して成長度が高い反面、人件費や研究開発費の支出に占める割合が大きい特色を備えています。

当協会は、会員企業をはじめとするIT産業の振興・発展のため、政策提言、ベンチャー企業支援、知的財産権保護活動、サポートサービス及び教育に関するユーザー支援活動、市場動向調査、国際交流、認定試験など多彩な事業活動を行っております。

ソフトウェアの開発・販売に代表されるIT産業は、中小企業を主体として、「コスト低減競争」ではなく「価値を生む」熾烈な競争を通じて、21世紀の日本経済の「ダイナミズム」の源泉となるべき責務を有し、製造業等の不況が深まる中で、雇用の創出源としてもますます期待されています。

また一方で、IT産業は、日本国内及び海外市場ともに厳しい国際競争にさらされており、この育成には、当事者である会員企業が自助努力するとともに、競争力の確保のため、税制・法制などの平等化の実現に期待しております。

以上のような観点より、平成15年度の税制改正にあたりまして、以下の諸点について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

# 要 望

## プログラム等準備金制度の堅持

プログラム等準備金は、昭和54年度の制定以来、当協会の中小企業規模の会員にも広範に利用され、決して特別な企業だけに利用可能なものではありません。この積立により税効果上留保された資金は、販売されたソフトやサービスの保証・改良のための支出、アフターサービスの費用の原資として、いわゆる「ユーザーサポート」の改善に大きな効果をあげました。

また、一方でソフトウェアやコンテンツ開発費の原資ともなり、これによりIT企業が成長することで、将来の税収や雇用の確保を促進する効果も上げて参りました。この結果、我が国で国際的な競争力のあるソフトウェア製品やインターネットサービスなどが開発されていることは言うまでもありません。このようなことからプログラム等準備金の存続は当協会会員には重大な企業継続の要因となっております。

従いまして、プログラム等準備金制度の堅持につきまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、万一これが廃止となりますと爾後は資金の入金のない取崩額のみが計上されますので、積立額の有効活用の反面もあって納税の資金確保、ひいては個別のIT企業の経営に大きな影響が出る懸念が生じます。このため仮に本制度が廃止となった場合には、現行の制度以上の取崩条件の制定をお願い申し上げます。

## **．経済活性化のための要望**

### **1．IT投資促進税制の創設**

21世紀にはすべての企業において、その中枢神経としてITを主軸に置くことが求められています。既存の企業はそのようなスタイルに自己変革することにより、効率化を実現する投資が必要であり、バイオテクノロジーやナノテクノロジーなどすべての新規事業はITをベースにこれを構築する投資が行われます。今後の資本ストックの形成はITを抜きには考えられず、ここに外国との格差が生じることは許されるべきではありません。

このような投資を活性化させるために、ソフトウェアを含めたIT投資に対応する税額控除又は即時償却の選択を認めるIT投資促進税制の創設を要望いたします。

### **2．研究開発税制の抜本強化**

21世紀に入り、科学技術の進歩は停滞を全く知らないかの如くその歩みを早めております。これらの成果を応用しこれからの産業・雇用をリードするビジネスモデルの創出には産業界における研究開発投資をますます促進させる必要があります。同時に国内市場ならびに海外市場のいずれにおいても米国など海外企業との競争にも打ち勝つ必要があり、研究開発投資に対する制度条件がこれらの国と対等以上のものである必要があります。

このため、試験研究費総額の一定割合の税額控除の制度、新規取得設備の即時償却等への抜本的強化を要望いたします。

また、販売用ソフトウェア開発においては、開発費に研究開発費部分があるとされておりますので、この税制の適用において公正妥当な会計処理の基準を斟酌できるよう、御検討をお願い申し上げます。

## **．中小企業を支援するための要望**

先に述べましたように、当協会の会員企業は大半が個人株主で構成される中小企業であり、非常にリスクの高い事業分野で創業ないし事業拡大の挑戦を行っております。

これらの企業の継続と発展のために以下のような事項について要望いたします。

### **1 ．外形標準課税の導入反対**

外形標準課税はその課税ベースから、実質的には「人件費」に課税される制度とすることができます。このため、現在提示されている案はIT産業に対して大きな影響を及ぼす可能性のある制度です。

特にソフトウェア開発やインターネット関連のシステムやコンテンツなどを制作している企業の場合、その原価の主要な部分は「人件費」であり、他のIT産業と比較してもその割合が高くなっております。これは人間がソフトウェアやコンテンツを制作している以上、当然のことであります。その結果、外形標準課税が実施されれば、将来への人材投資、研究開発投資が収益を生む以前に課税対象となり、結果としてIT産業の発展に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

以上の点から、この課税制度の導入に反対いたします。

## 2 . 創業支援税制の拡充

我が国の経済成長の源泉である新規起業の促進に向け、個人投資家（エンジェル）によるベンチャー投資を促進するエンジェル税制の拡充とともに、大学発ベンチャーの母体となる私立大学等の財務体質と教育研究機能を強化するため、寄付に関する税制を拡充することを要望いたします。

## 3 . 消費・投資拡大に向けた相続・贈与税の改革

現行の贈与税の体系は生前贈与に対して厳しく、相続まで資産移転が起こりにくいものとなっています。このため、高齢者から若年層への資産移転を円滑化し消費・投資を拡大するべく、贈与税と相続税の一本化を早急に実施することを要望いたします。また、住宅取得目的等の贈与については贈与額 3 千万円まで時限的に非課税とすることを要望いたします。

## 4 . 留保金課税の撤廃

資金調達環境が悪化する中で、将来の投資に備えた内部留保の充実が中小・ベンチャー企業等の発展のために不可欠であるので留保金課税を撤廃することを要望いたします。

## 5 . その他

その他として、以下の点を要望いたします。

### 1 ) 事業承継税制の抜本強化

- 2) 欠損金に係る特例措置（繰越期間・繰戻し還付）の拡充
- 3) 連結付加税の撤廃

## ・その他の要望事項

さらなるIT産業の発展のため、重要な施策として次の点について要望いたします。

### 1. 中小企業関連

- 1) 中小企業の再生に係る税負担の軽減措置の拡充
- 2) 中小企業者の機械等の特別償却制度の適用期限の延長
- 3) 中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長
- 4) 青色事業者の勤労性を認めた「勤労所得控除」の創設等
- 5) 業績連動型役員報酬の損金算入
- 6) 自社株に係る同族判定の見直し

### 2. NPO関連税制

- 1) 国税庁長官の認定要件の緩和
- 2) 認定NPO法人に対する「みなし寄附金」制度の適用

以上、平成15年度の税制改正におきまして、強く要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

14パソ協 第144号

平成14年9月20日

自由民主党本部  
政務調査会 殿  
税制調査会 殿

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会  
会長 川島 正夫